

# 令和5年度暮らし・まち分野におけるデジタル実装支援業務委託仕様書（案）

## 1 業務委託名

令和5年度暮らし・まち分野におけるデジタル実装支援業務

## 2 委託業務の目的

本県における地域の利便性や暮らしの質の向上を目的とする地域社会のデジタル化促進に向け、地域の課題解決に資する取組を検討し、本県のDX対応を推進する。

## 3 委託業務の概要

デジタル実装についての知見をもつ事業者が、地域の課題解決や魅力向上のため概ね人口1万人以下の県内町村をフィールドとして暮らし・まち分野（※1）におけるデジタル技術を活用したサービス実装（※2）を支援する。

- ※1 県民の生活に直接関わる分野であり、概ね「医療、介護、健康」「教育、子育て」「交通、物流」「防災、安心・安全の確保」「誰一人取り残されない社会（高齢者・障害者等のデジタルデバイド対策）」を想定している。
- ※2 概ね以下のいずれかに該当する町村の取組であり、住民に裨益されるものをいう。
  - ①他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用して迅速に横展開する実装の取組
  - ②オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る実装の取組
  - ③マイナンバーカードの普及率が高い地方公共団体が実施する、当該地方公共団体におけるマイナンバーカードの新規用途を開拓し、また他の地域における横展開が容易な実装の取組

具体的には、解決が図られる地域課題、サービス内容、成果を計測するためのKPI、地域内外の連携体制、PDCAサイクル、実装計画、運営計画の各観点について分析し、サービス実装までのステップを提示すること。

## 4 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

## 5 成果品及び納入場所等

### (1) 成果品

業務実施結果報告書 電子データ

### (2) 納入場所

青森県企画政策部DX推進課

### (3) 摘要

ア 業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容やその他業務に関連して実施した事項を記載するものとする。

イ 成果品については、発注者の判断で公開できるものとする。

## 6 留意事項

受注者は、本委託業務の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本委託業務が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託業務の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うこと。